

グリーンな企業プラットフォーム情報発信業務
プロポーザル実施要領

1 業務目的

本市には、高い技術で環境対策に取り組む企業や高齢者や障がいのある方の雇用、女性の活躍推進、働きやすい職場環境の整備などに取り組む企業など、社会や人にやさしいグリーンな企業が数多く立地している。こうした企業を発信するとともに、交流や共同研究などを促進する、グリーンな企業プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を官民連携で構築している。

本業務は、プラットフォームの取組や参加企業の実践事例等を効果的に発信することにより、市内企業のグリーンな取組の実践を促すとともに、市内外の若者が市内企業の働き方や魅力を知り、関心を高めることを目的とする。

2 業務概要

（１）業務名

グリーンな企業プラットフォーム情報発信業務

（２）業務場所

福山市が指定した場所

（３）業務内容等

別紙「グリーンな企業プラットフォーム情報発信業務委託仕様書」のとおり

（４）業務実施期間

契約締結日から２０２７年（令和９年）３月３１日まで

3 委託費

委託費の上限は 7, 000, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではありません。

4 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する入札参加資格の制限を受けていない者であること。

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法

- (平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第1号から第3号までに規定する者に該当しないこと。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号(本庁舎7階)

福山市経済環境局経済部産業振興課

電話: 084-928-1039(直通)

FAX: 084-928-1733

E-mail: sangyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
ア 公告	2026年(令和8年)9月28日(月)
イ 実施要領等の配付期間	公告の日から同年10月9日(金)まで
ウ 質問書の受付期間	公告の日から同年10月5日(月)
エ 質問に対する回答	2026年(令和8年)10月7日(水)まで適宜行う
オ 参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)9月28日(月)から 同年10月9日(金)まで
カ 参加申込書提出者の選定 通知	2026年(令和8年)10月13日(火)
キ 企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)10月14日(水)から 同年10月23日(金)まで
ク プレゼンテーション実施	2026年(令和8年)10月27日(火)(予定)
ケ 審査結果の通知	2026年(令和8年)10月下旬(予定)

(3) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

2026年(令和8年)9月28日(月)から同年10月9日(金)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所 上記(1)に同じ。

ウ 配付方法 上記(1)の場所での交付又は本市ホームページに掲載

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年(令和8年)9月28日(月)から同年10月5日(月)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式１）を添付し、上記（１）のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※件名に「グリーンな企業プラットフォーム情報発信業務に関する質問」と記した上で送信をすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、２０２６年（令和８年）１０月７日（水）までに本市ホームページに掲載する。

７ 参加申込書の作成等

（１）受付期間

２０２６年（令和８年）９月２８日（月）から同年１０月９日（金）まで（市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで（郵送の場合は、必着。）

（２）提出場所

６（１）の担当課と同じ

（３）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（４）提出物及び提出部数

次のア～シの書類を作成し、各１部を提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

※オ及びク、ケの書類は、提出日の３か月前の日以後に発行されたもの。

ア 受付票（様式２）

イ 参加申込書（様式３）

ウ 法人・団体の概要（様式４）

エ 実績報告書（様式５）（実績は自治体以外の類似案件でも可。）

オ 商業登記簿謄本（写しでも可。）

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前１事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

キ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは申立書（様式６）を提出すること。）

ク 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。）

ケ 印鑑証明書（原本）

コ 使用印鑑届（様式７）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

サ 委任状（様式８）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に

提出すること。)

シ 誓約書(様式9)

8 参加資格の確認及び企画提案書の提出者の選定

7で提出された参加申込書をもとに、参加資格の確認及び企画提案書の提出者の選定を行う。

(1) 選定結果の通知 2026年(令和8年)10月13日(火)

選定の結果は、参加申込書の提出者全員に通知する。

(2) 注意事項

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2026年(令和8年)10月14日(水)から同年10月23日(金)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、必着。)

(2) 提出場所

6(1)の担当課と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出物及び提出部数

次のア及びイの書類を作成し、提出すること。

ア 企画提案書(様式10) 1部

イ 企画書(任意様式) 10部

※A4サイズで原則片面印刷とし、文字の大きさは、10ポイント以上(図表は除く。)、使用する言語は日本語、通貨は円とします。

※提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク・社章は記載しないでください。

※PDFデータを6(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

ウ 参考見積書(様式11)

※ア、イ及びウについてはPDFデータを6(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて、併せて提出すること。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書及び企画書をもとに、グリーンな企業プラットフォーム情報発信業務プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時・開催場所

2026年(令和8年)10月27日(火) 予定

開催日時・開催場所については、後日、企画提案書提出者に通知する。

イ 企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション 15分程度
- ・評価委員からの質疑 20分程度

ウ 注意事項

- ・企画提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
- ・参加者は他参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。
- ・企画提案書の提出が多数の場合はプレゼンテーションによる審査に先立ち、全提案の中から優れた提案4件程度を書類審査により選定することとし、その場合は、結果を各提案者に通知する。

(2) 評価基準・評価項目

別表「審査項目及び評価内容」のとおりとし、審査の結果、評価委員の平均点が60点未満の場合には、その提案者を受注候補者とししない。また、平均点が同点になった場合には、参考見積書の金額の低い者を受注候補者とし、当該金額も同額だった場合には、くじによる決定とする。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価を基に市長が本業務の受注候補者として特定します。

(4) 選定結果の通知

2026年(令和8年)10月下旬予定

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 選定結果の公表

選定結果は速やかに参加者に通知するとともに、福山市ホームページに公表する。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため契約額が(4)で提出した参考見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた参考見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格を有しない旨の通知を受けた場合は、提出された企画提案書を審査対象としない。
- (3) 参加申込書を提出した者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を6（1）の担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。

- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (18) 業務委託の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (19) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議し、承認を得た上で業務の一部を委託することができる。
- (20) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (21) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (22) 受注候補者が、本市の指名除外措置又は入札参加資格の取消しを、審査結果を通知した日から契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。

別表 審査項目及び評価内容

評価項目		評価の視点	配点	小計
組織 評価	実施体制・実績	本業務を適切かつ安定的に遂行できる実施体制及び実績を有しているか。	/10	/10
企画 提案書 内容 評価	事業目的の理解	企業向け、若者向けそれぞれの目的を正しく理解しているか。	/10	/85
	企画の一貫性	記事、動画、SNS等のHPへの誘導、効果測定が一つの流れとして整理されているか。	/10	
	進行管理の妥当性	取材・制作・確認・掲載までの工程管理が現実的か。	/10	
	企業向け発信の有効性	横展開につながり、「自社でも取り組みそう」と思わせる企画内容か。	/10	
	若者向け発信の有効性	若者が市内企業に目を向け、将来の選択肢として捉えられる企画内容か。	/10	
	SNSやショート動画の媒体設定と構成	ターゲットに応じたSNS等の選定、動画構成が妥当か。	/10	
	記事コンテンツの企画力	働く人や企業の魅力を伝え、若者が自分の将来の働き方や暮らしをイメージできるか。	/10	
	導線設計の具体性	ショート動画から記事・サイトへの誘導が具体的に設計されているか。	/10	
	継続性・波及性	今回の成果が単年度で終わらず、今後の情報発信や事業展開に活用できるか。	/5	
参考 見積	見積額の妥当性	提案内容に対して適切な積算となっているか。	/5	/5
合計				/100